

新潟県個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

**新潟県規則第39号**

新潟県個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則

新潟県個人情報保護審査会規則（平成10年新潟県規則第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(庶務) <b>第5条</b> 審査会の庶務は、 <u>総務管理部法務文書課</u> において行う。	(庶務) <b>第5条</b> 審査会の庶務は、 <u>総務管理部文書私学課</u> において行う。

**附 則**

この規則は、平成25年4月1日から施行する。